

「急性心筋梗塞」の急性期医療を担う医療機関の基準

- (1) 日本循環器学会認定循環器専門医が常勤していること
- (2) 日本循環器学会認定研修施設もしくは同研修関連施設の基準を満たしていること
- (3) PCI(経皮的冠動脈形成術)が24時間実施可能であること
- (4) 冠動脈バイパス手術等の外科的治療が可能であるか、もしくは可能な医療機関と連携していること
- (5) 包括的リハビリテーションが実施可能であること
- (6) 回復期(あるいは在宅医療)の医療機関と診療情報や治療計画を共有する等して連携が可能であること

【医療機関名】

(H21 医療機関明記のための調査結果より)

医療圏	医 療 機 関 名	
京都 ・ 乙訓	北	社会保険京都病院
	上京	京都府立医科大学附属病院、京都第二赤十字病院、西陣病院
	左京	京都大学医学部附属病院
	中京	京都市立病院
	東山	京都第一赤十字病院
	山科	医療法人社団洛和会洛和会音羽病院
	下京	武田病院、医療法人親友会島原病院
	南	
	右京	
	伏見	独立行政法人国立病院機構京都医療センター、蘇生会総合病院、医療法人医仁会武田総合病院
	西京	三菱京都病院、社会福祉法人京都社会事業財団京都桂病院、洛西ニュータウン病院
乙訓	社会福祉法人恩賜財団済生会京都府病院	
山城北	第二岡本総合病院、医療法人徳洲会宇治徳洲会病院、医療法人啓信会京都きづ川病院、医療法人社団石鎚会田辺中央病院	
山城南	公立山城病院	
南丹	公立南丹病院	
中丹	市立福知山市民病院、綾部市立病院、独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター、国家公務員共済組合連合会舞鶴共済病院	
丹後	京都府立与謝の海病院、京丹后市立久美浜病院	

「急性心筋梗塞」の回復期医療を担う医療機関の基準

- (1) 日本循環器学会認定循環器専門医が常勤していること
- (2) 心大血管疾患リハビリテーション料Ⅰ又はⅡ若しくは脳血管疾患等リハビリテーションⅠ又はⅡの届出医療機関であること
- (3) 運動療法、食事療法、患者教育などの包括的心臓リハビリテーションが実施可能であること
- (4) 急性期の医療機関や二次予防の医療機関と診療情報や治療計画を共有する等して連携が可能であること

【医療機関名】 (H21 医療機関明記のための調査結果より)

医療圏	医 療 機 関 名	
京都 ・ 乙訓	北	富田病院
	上京	京都府立医科大学附属病院、京都第二赤十字病院
	左京	京都大学医学部附属病院
	中京	京都市立病院、社団法人京都保健会京都民医連中央病院
	東山	東山武田病院
	山科	医療法人社団洛和会洛和会音羽病院
	下京	
	南	
	右京	
	伏見	医療法人弘仁会大島病院、蘇生会総合病院、 医療法人医仁会武田総合病院
西京	三菱京都病院、社会福祉法人京都社会事業財団京都桂病院、 医療法人清仁会シミズ病院	
乙訓		
山城北	社会福祉法人宇治病院、第二岡本総合病院	
山城南	公立山城病院、医療法人社団医聖会学研都市病院	
南丹	公立南丹病院	
中丹	市立福知山市民病院、舞鶴赤十字病院	
丹後		

「急性心筋梗塞」の再発予防医療を担う医療機関の基準

- (1) 循環器や生活習慣病を専門とする医師による若しくは当該医師との連携による治療や管理が可能であること
- (2) 再発予防の定期的専門的検査及び合併症併発時、再発時における緊急の内科的・外科的治療が可能な医療機関と連携していること
- (3) 在宅でのリハビリ、再発予防のための管理が実施出来ること

【医療機関等名】

医療圏	医 療 機 関 等 名
各医療圏	病院、診療所、介護老人保健施設、介護療養型老人保健施設、 訪問看護ステーション等